

# 物 件 調 書

物件番号 \_\_\_\_\_

所在地	下関市豊浦町大字小串字石堂10007番190・10007番191・10007番195・10007番196・10007番197				
住居表示	—				
登記簿数量	4, 376.55㎡	登記地目	宅地	形 状	明細図のとおり
実測数量	4, 376.55㎡				
接面道路の幅員及び構造	西面が幅員約10.5mの市道「川棚小串海岸線」、北東面が幅員約4mの市道「清風荘1号線」にそれぞれほぼ等高から約1.5m高く接面した、間口約81m、奥行最大約78mの不整形地			私道の負担等に関する事項	無
都市計画	都市計画区域	下関北都市計画区域		指定建ぺい率	60%
	用途地域	第一種住居地域		指定容積率	200%
	その他	・居住誘導区域			
供給 施設	電 気	可	中国電力 株式会社 下関セールスセンター		0120-707-614
	上水道	可	下関市上下水道局 北部事務所		083-772-2410
	下水道	可	下関市上下水道局 北部事務所		083-772-4028
	都市ガス	不可			
交通機関	バス	ブルーライン交通「清風住宅前」バス停			南方 約150m
	鉄道	JR山陰本線「小串」駅			北東方 約800m
公共施設	下関市役所豊浦総合支所				南方 約2,700m
	下関市立小串小学校				北東方 約1,600m
	下関市立夢が丘中学校				北東方 約1,500m

・ 5筆：10007番190 (93.42 m<sup>2</sup>) ・ 10007番191 (4,136.27 m<sup>2</sup>) ・ 10007番195 (8.57 m<sup>2</sup>) ・ 10007番196 (31.84 m<sup>2</sup>) ・ 10007番197 (106.45 m<sup>2</sup>)

・ 本物件は現状のまま引渡しとなります。

・ 本物件は、旧市営清風住宅跡地で、昭和46年3月に2棟、昭和46年12月に2棟の全4棟建設していましたが、令和3年12月までに全て解体し、現在は更地となっています。

・ 供給施設の整備状況等につきましては、事前に必ず購入希望者ご自身で各事業所へご確認ください。

・ 土地利用に当たっては、都市計画法、建築基準法の制限を受けることがありますので、下関市都市計画課、下関市建築指導課まで事前に必ず購入希望者ご自身でご確認ください。また、その他諸規制についても、事前に必ず購入希望者ご自身で確認の上、関係先までお問合せください。

・ 本物件の土地利用に関し、隣接所有者等又は地域住民等との調整等は全て買受人において行っていただきます。

参考  
事項

・ 本物件は、土壌汚染、地下埋設物、地質調査及び地盤に関する調査は行っていませんので、調査の必要があれば買受人の負担とし、市は一切の責任を負いません。

・ 本物件に種類、品質、数量に関して契約の内容に適合しない状態があっても、市は契約不適合責任を負いません。(消費者契約法に規定される消費者が買受人の場合にはこの限りではありません。)

・ 本物件の利用にあたる整地等の造成費は、買受人の負担となります。

・ 本物件は、令和3年12月までに旧市営住宅及び付属工作物等を解体していますが、敷地西側から北側に沿って擁壁、樹木、側溝、防犯灯、その他構造物及び工作物等が残置されており、配管やその他埋設物が存在する可能性があります。本物件は、現状のまま引渡しとなりますので、構造物、工作物及び埋設物等の移設、撤去及び処分等にかかる一切の費用は買受人の負担とし、市は一切の責任を負いません。

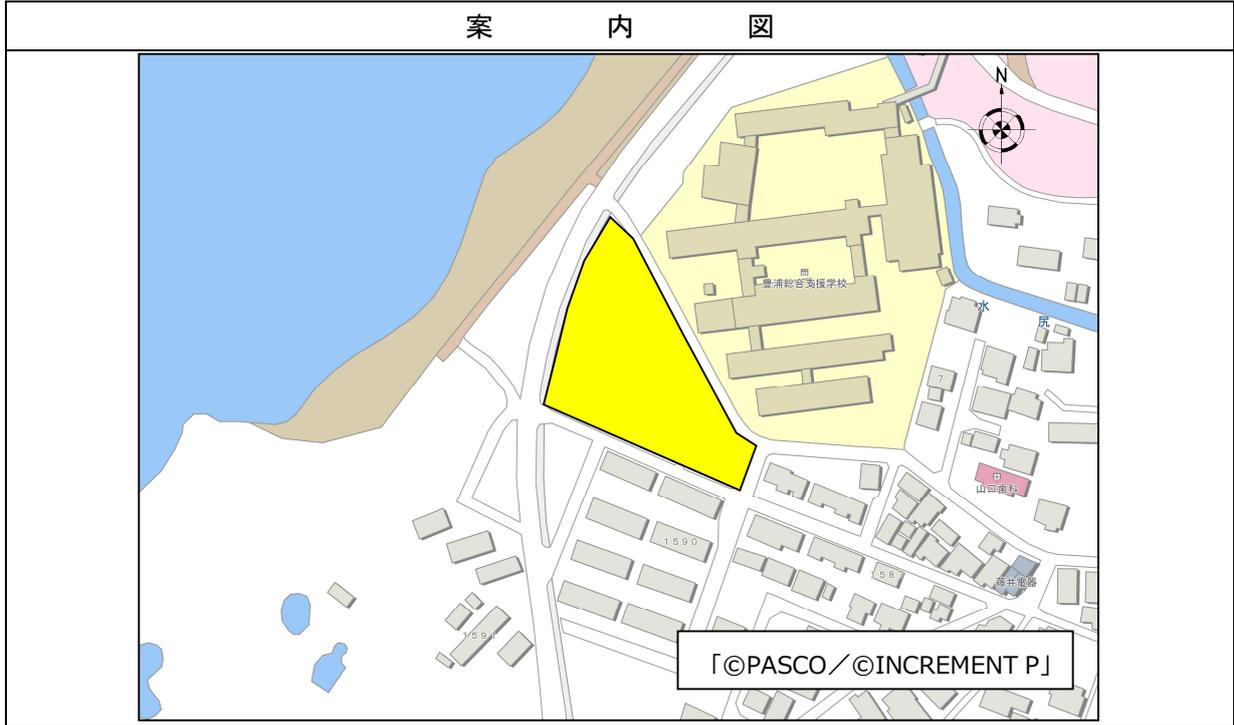
・ 越境物等に関する隣接所有者等との協議などは、全て買受人において行っていただきます。

・ 本物件敷地内には、電柱が5本、電柱支線が2本及び電柱支柱が1本存在しており、敷地上空には各電柱につながる電線が存在しています。電柱、電柱支線及び電線の取扱い

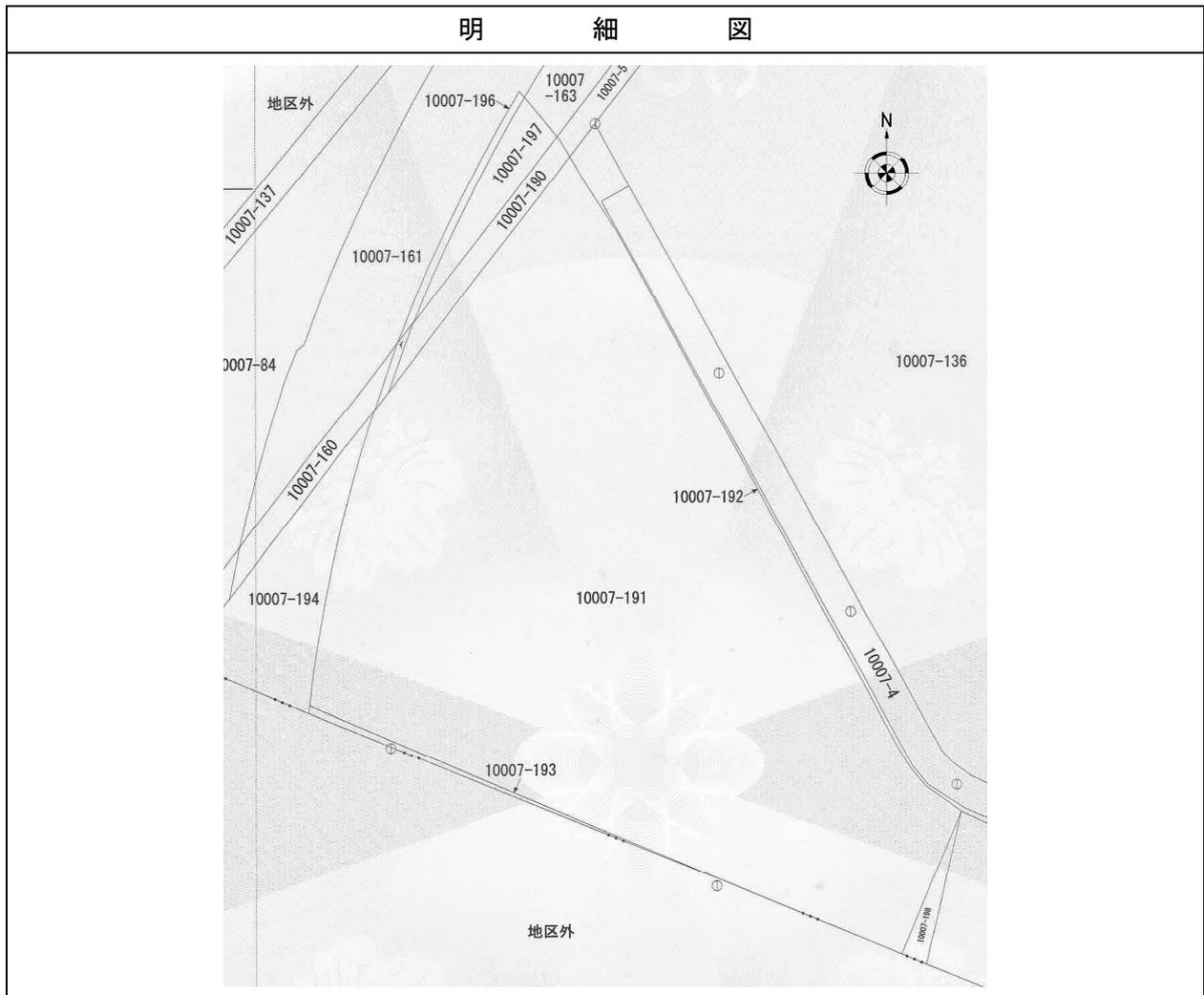
等については、全て買受人において関係者と協議等（移設や撤去等の関係も含む）を行っていただきます。（問合せ先：中国電力（株））

- ・本物件南東側の樹木の一部及び円柱ブロックが隣接市有地（豊浦町大字小串字石堂10007番198）に、越境しています。越境している部分の取扱いについては下関市豊浦総合支所建設農林水産課にご連絡ください。
- ・各種ハザードマップ（高潮、洪水等）に関することは、事前に必ず購入希望者ご自身で下関市防災危機管理課までお問合せください。
- ・本物件は、現状では周知の埋蔵文化財包蔵地ではありません。土木工事に際して、現段階では文化財の保護に係る法令上の手続きは必要ありませんが、掘削工事等によって遺物や遺構など埋蔵文化財と思われるものを発見した場合には、現状を変更することなく、下関市文化財保護課までお問合せください。
- ・この物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、事前に必ず購入希望者ご自身において、現地及び諸規制等についての調査確認を行ってください。

案内図



明細図



明 細 図

